

田中氏は會社側に對し是以上の譲歩を要求し難しとなしてゐたが、田中氏の背後にありて今日迄の局面打開に盡力したる同氏の乾分であり地方に於ける顔役たる松尾三藏氏（筑豊石炭互助會相談役）は會社を訪問して極力譲歩を從應したる結果、争議費用千五百圓と解雇者の草鞋錢として二千五百圓計四千圓の承諾を得て、二日夕刻争議團幹部を麻生俱樂部に招きて極力譲歩を説きたるが、更に五百圓の増給を歎願したので松尾氏は自身五百圓の支出を承諾したので、争議團幹部は、三日正午迄回答を約して會見を終つた。かくて本争議も漸く解決の機に到着したのである。

十二、 解決狀況

争議團に於ては三日午前十時團員一同に對し立石利夫より會社側との交渉經過を詳細報告したるに、團員中

には強硬論者もあつたが、幹部より之れが説明に努めた結果午後七時迄調印を終つたので、茲に午後八時より會社側と麻生俱樂部に於て會見することゝなつた。即ち双方の出発者左の通り。

會社側、 岩成自助

田中幸太郎

松尾三藏

争議團側、 八谷幸太郎

宮崎太郎

立石利夫

團長 張 俊 次

副團長 孫 再 達

a 解決條件

1 歎願書中左の四項目を承認すること。